

国立大学法人東京農工大学育児休業規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学育児休業規程を、次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学育児休業規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第35号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項第1号イ、<u>ロのいずれにも該当する職員</u>については1歳6ヶ月。以下第5条、第6条第1項第2号及び第18条第1項において同じ。)に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>一 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、<u>次のイ、ロのいずれにも該当する者は除く。</u>)</p> <p>イ <u>採用されて1年以上である職員</u></p> <p>ロ <u>その養育する子が1歳に達する日を超えて、引き続き1年以上雇用されることが見込まれる職員</u></p> <p>二 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員</p> <p>イ 職員の配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。)が常態としてその子の養育をすることができる職員</p> <p>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(育児休業)</p> <p>第2条 この規程において、「育児休業」とは、職員が3歳(次条第1項<u>ただし書き</u>に該当する職員については1歳6ヶ月。以下第5条、第6条第1項第2号及び第10号において同じ。)に満たない実子又は養子を養育するためにする休業をいう。</p> <p>(育児休業の適用除外者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する職員は、育児休業をすることができない。</p> <p>一 期間を定めて雇用される職員(ただし、申出の時点において、<u>採用されて1年以上経過している職員を除く。</u>)</p> <p>二 学長と職員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときは、職員の過半数を代表する者との間で締結された協定により、適用除外とされた次に掲げる職員</p> <p>イ 職員の配偶者(内縁関係を含む。以下同じ。)が常態としてその子の養育をすることができる職員</p> <p>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20教規程第22号)

この規程は、平成20年4月28日から施行する。